

公 告
令和6年7月8日

周南市窓口支援システム導入及び保守業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤 井 律 子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市窓口支援システム導入及び保守業務委託

(2) 業務の目的

別添「周南市窓口支援システム導入及び保守業務委託参考仕様書」(以下「参考仕様書」という。)のとおりとす。ただし、参考仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(3) 業務内容

「周南市窓口支援システム導入及び保守業務委託参考仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(5) 履行場所

周南市役所

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 「令和6・7年度周南市競争入札参加資格者名簿(業務委託)」の(大分類)「5 コンピューターサービス」の(小分類)「1 システムの設計・開発」及び「2 システムの保守・運用管理」に登録されている者又は参加者名簿に未登録の者にあつては、受託候補者となった場合に参加資格者名簿に登録できる者であること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号。以下「排除要綱」という。)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (5) 参加申込時点で、ISO/IEC27001 又は同等以上の認証を取得していること。取得申請中又は取得申請準備中の場合は、申請書の写し等を提出すること。その場合は、契約締結時に、令和7年3月31日までに取得することを条件として加える。
- (6) 参加申込時点で、地方公共団体における同様事業の実績を有すること。

3 参加手続

- (1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市環境生活部市民課
電話 0834-22-8292
FAX 0834-32-1887
E-mail shimin@city.shunan.lg.jp
- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法
周南市公式ホームページからダウンロードする。
URL <http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/20/118776.html>
- (3) 実施要領・仕様書、参加表明書等に係る質問書
本プロポーザルの実施要領や参考仕様書等に係る質問は、次のとおり質問票を提出することができる。ただし、評価や審査に関する質問は受け付けない。
- ア 質問方法
質問は、質問票【様式1】によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。
- イ 受付期間
令和6年7月8日（月）から令和6年7月31日（水）17時までとする。
（受信確認：開庁日の9時～17時）
- ウ 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号
（1）に同じ。
- エ 回答方法
回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載
（最終回答日時：令和6年8月2日（金）17時）
URL <http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/20/118776.html>
- (4) 参加表明書の提出
- ア 提出書類
（共通）
- ・参加表明書【様式2】
 - ・会社概要（任意様式：パンフレット等でも可）
 - ・履行実績調書【様式3】
- （参加資格者名簿に登録のない場合）
- ・登記事項証明書または履歴事項全部証明書（写し可）

- ・市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書（原本）
 - ・税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（写し可）
 - ・周南市入札契約からの暴力団排除要綱第3条第1項の誓約書（第3条関係別記様式）
 - ・決算報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）
- ※各種証明書は提出日から3か月以内に発行されたものであること。

イ 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、開庁日の9時から17時までとする。

※郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により、申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議を申し立てることはできない。

ウ 提出期限

令和6年7月23日（火）17時必着とする。

エ 提出場所

(1)に同じ。

オ 提出部数

(共通)

参加表明書【様式2】 : 1部

会社概要、履行実績調書 : 各17部

(参加資格者名簿に登録のない場合)

「(4) 参加表明書の提出（参加資格者名簿に登録のない場合）」に掲げる書類 : 各1部

カ 参加資格確認結果

参加表明書を提出した全ての者に対し、令和6年7月24日（水）までに参加資格審査結果通知書【様式4】を電子メールで通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ・企画提案書【様式5】及び本編
- ・見積書（任意様式）

イ 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、開庁日の9時から17時までとする。

※郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により、申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議を申し立てることはできない。

ウ 提出期限

令和6年8月7日（水）17時必着とする。

エ 提出場所

(1)に同じ。

オ 提出部数

正本1部・副本17部、電子データ（CD-R）1部

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市窓口支援システム導入及び保守業務委託プロポーザル評価会」が行い、評価会は評価結果を市長に意見として報告し、市長が最も優れた企画提案書及び受託候補者を選定する。

(1) 評価（プレゼンテーション・ヒアリング評価）

日程 令和6年8月19日（月）（予定）

5 契約方法

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結する。なお、参加資格者名簿に未登録の者が受託候補者となった場合は、速やかに入札等に参加するための資格審査申請に係る書類を提出すること。

また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

なお、窓口DXSaaSシステムの使用料については、提供事業者と直接契約し、支払うものとする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止・中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- (5) 手続において用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式7】により、担当課へ届け出ること。
- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがある。

- (8) 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- (10) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (11) 本市から送付する電子データの資料は、クラウドストレージサービスにより送付する。クラウドストレージサービスより受信できない参加表明者は、本実施要領に示す担当課の窓口で資料を受け取るものとする。
- (12) その他詳細は、本プロポーザルの実施要領による。